【文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課関係】

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
- 地域における地縁的なつながりの希薄化
- 地域の人間関係の希薄化

等

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
- 児童・生徒指導に関わる課題の複雑化
- 教員の働き方改革の必要

等

新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**

② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化

③ **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

地域 ＆ 学校

◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

◆地域学校協働活動、地域学校協働本部

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

地域と学校の連携・協働について

経緯

○ **教育改革国民会議報告（平成12年12月）**
新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

○ **中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年３月）**
地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つの手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置　等

○ **地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）**
学校運営協議会制度創設　各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

○ **中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）**
・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する**「地域学校協働活動」**を推進することや、同活動を推進する**「地域学校協働本部」**を全国的に整備すること
・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）**を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

○ **社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正、同年4月施行）**
上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年１月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、
・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを**「地域学校協働活動」**と定義（社会教育法）
・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、**「地域学校協働活動推進員」**の委嘱に関する規定を整備（社会教育法）
・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（地教行法）

○ **第三期教育振興基本計画（平成３０年６月閣議決定）** ※平成３０年度～令和４年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

地域と学校の協働体制の概要

学　校（コミュニティ・スクール）

教職員　校長　教職員

学校運営協議会

委員：
保護者
地域学校協働活動推進員
地域住民　など

全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議 等

学校運営協議会の主な役割
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５）

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置
- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

地域学校協働活動推進員
地域と学校をつなぐコーディネーター―の役割

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言　等

教育委員会が委嘱することができる
（社会教育法第9条の7）

想定される対象者：
- ・地域コーディネーターやその経験者
- ・ＰＴＡ関係者・経験者
- ・退職教職員
- ・自治会・青年会等関係者
- ・公民館等社会教育施設関係者　等

地域学校協働活動
地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

（社会教育法第5条第2項　ほか）

○協働活動
地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り　等

○体験活動
社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動　等

○放課後等の学習活動
放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動　等

地　　域

地域学校協働本部
★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築

地域学校協働本部の３つの要素
- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

保護者　地域住民　ＰＴＡ　地域の青少年　警察・消防等　企業・ＮＰＯ等　スポーツ団体　文化団体　社会教育施設・団体

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み（H29.4～）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

市区町村教育委員会
- 協議会の設置（努力義務）
- 委員の任命
- 協議会の適正な運営を確保する措置

委員の任命に校長の意見を反映

都道府県教育委員会
- 教職員の任用（学校運営協議会の意見を尊重）

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度を導入した学校）

（委員）保護者代表・地域住民、地域学校協働活動推進員など

学校運営に関する意見
教職員の任用に関する意見

学校運営協議会
学校運営や必要な支援に関する協議

校　長
- 学校運営の基本方針
- 学校運営・教育活動

説明　承認　説明　意見

協議の結果に関する情報提供の努力義務　意見　情報提供・協議を踏まえた支援活動

保護者・地域住民等
（地域学校協働本部）
推進員（コーディネーター）

複数校について一つの協議会の設置が可能
C中学校　A小学校　B小学校
学校運営協議会
小中一貫型小・中学校など

＜学校運営協議会の主な役割＞　地教行法第47条の5
- ○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ○教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。

地域学校協働活動の概念図

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

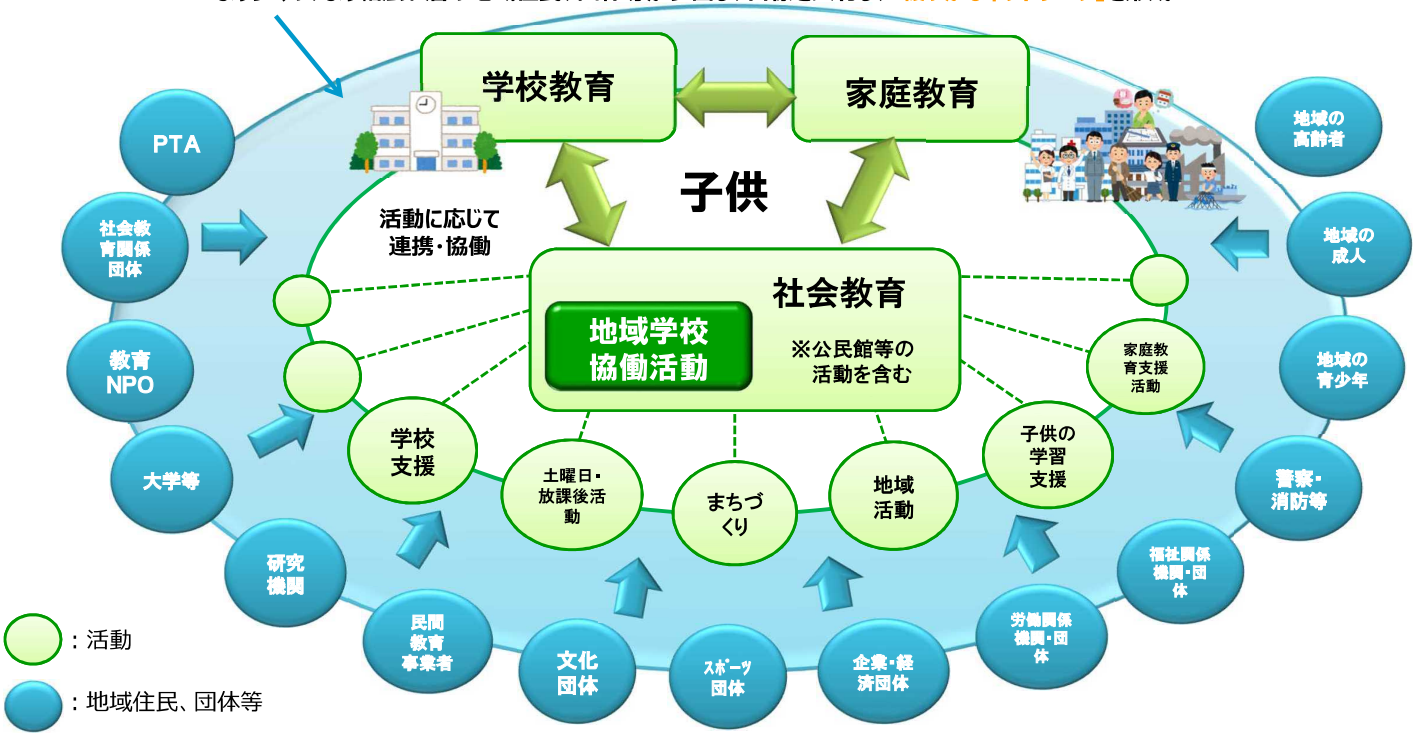

地域学校協働活動の例

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「**学校を核とした地域づくり**」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が連携・協働
- 社会教育法第5条第2項に定める地域住民等と学校が協働して行う活動（第5条第1項第十三号～第十五号に規定する活動）

「社会に開かれた教育課程」の実現

放課後等の学習支援・体験活動等
（放課後子供教室・地域未来塾等）

学校に対する多様な協力活動
（防犯の見守り・本の読み聞かせ・学校環境整備・企業の出前授業等）

地域学校協働活動

○学校の授業の終了後、休日の学習及びその他の活動

○社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用する活動

家庭教育支援活動
（保護者が学び合う機会づくり）

社会総掛かりでの教育活動
（地域産業の職場体験学習、自然体験学習、地域課題解決型学習、キャリア教育等）

○ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動

学びによるまちづくり
（防災・環境・伝統文化・地域活性化等）

地域学校協働本部とは

地域学校協働本部の定義（中教審答申より）

●社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制。

【地域学校協働本部の**3つの要素**】
①コーディネート機能
②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

体制（ネットワーク）なので、3要素が揃っていれば、**必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではない**

●地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、取組を以下の方向へ発展させていく
○「支援」　→　「連携・協働」へ
○「個別の活動」　→　「総合化・ネットワーク化」

イメージ

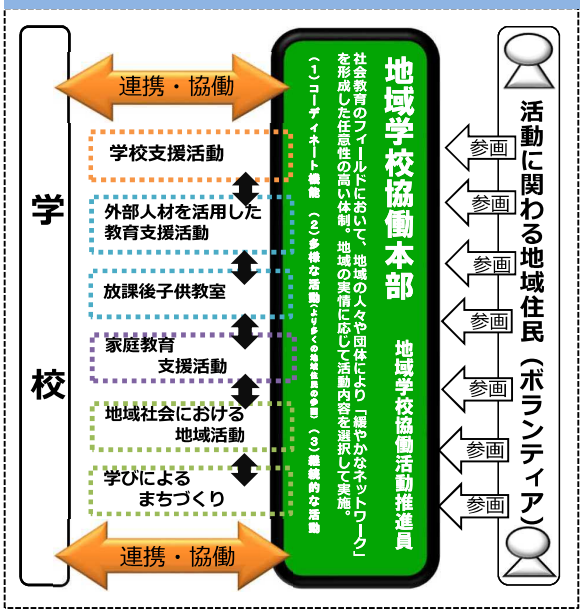

なぜ地域学校協働本部を整備するのか？　～３つの要素から～

①コーディネート機能

○　地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター含む）を中心に、地域学校協働活動全体としての目標・ねらいが共有できる。
○　様々な分野に強みを持つ人々が集うことにより、コーディネーター個人を超えた、より広い地域人材の確保・ネットワークの構築が可能に。

②多様な活動

○　多様な人材・活動がつながることにより、興味関心や思いを同じくする仲間ができ、そこから新たな活動が生まれる。
○　実施する活動が多種多様なものになることにより、参加できる活動やメニューが広がるため、活動に参加できる子供や地域の方が増える。

③継続的な活動

○　関係する様々な人材が有するネットワークを活用できるため、コーディネーター個人の人脈に依存せず、継続的に活動することが可能に。
○　様々な活動・人材の情報を共有できるため、活動間での偏り（参加される地域の方の人数、開催場所、時間等）を調整し、安定的に活動が可能に。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の推進状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **9,788校**　（令和2年7月1日現在）
全国の学校のうち、27.2%がコミュニティ・スクールを導入
（小・中・義務教育学校30.7%、高等学校・中等教育学校18.8%、特別支援学校18.3%）

地域学校協働本部がカバーする
小・中・義務教育学校数：**17,066校**

全国の小・中・義務教育学校のうち、60.3%をカバー

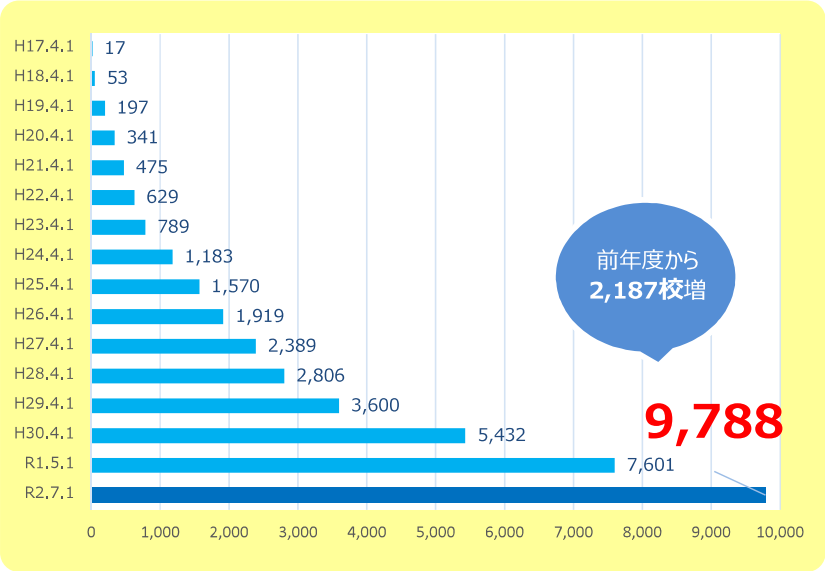

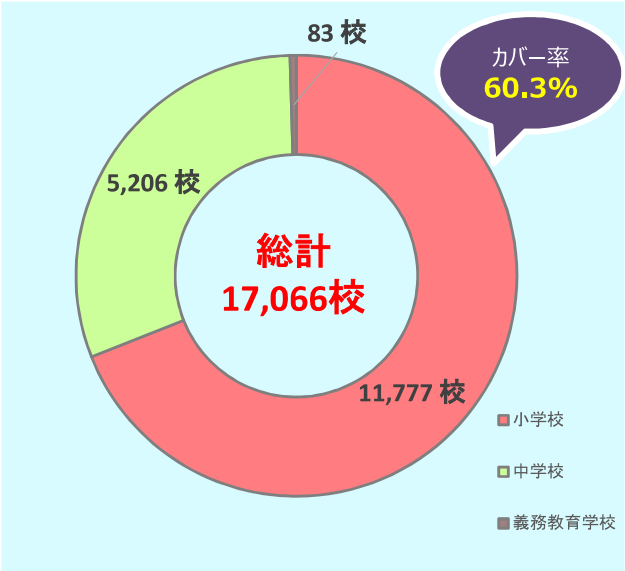

目標
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
（第三期教育振興基本計画　2018年度～2022年度）

「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

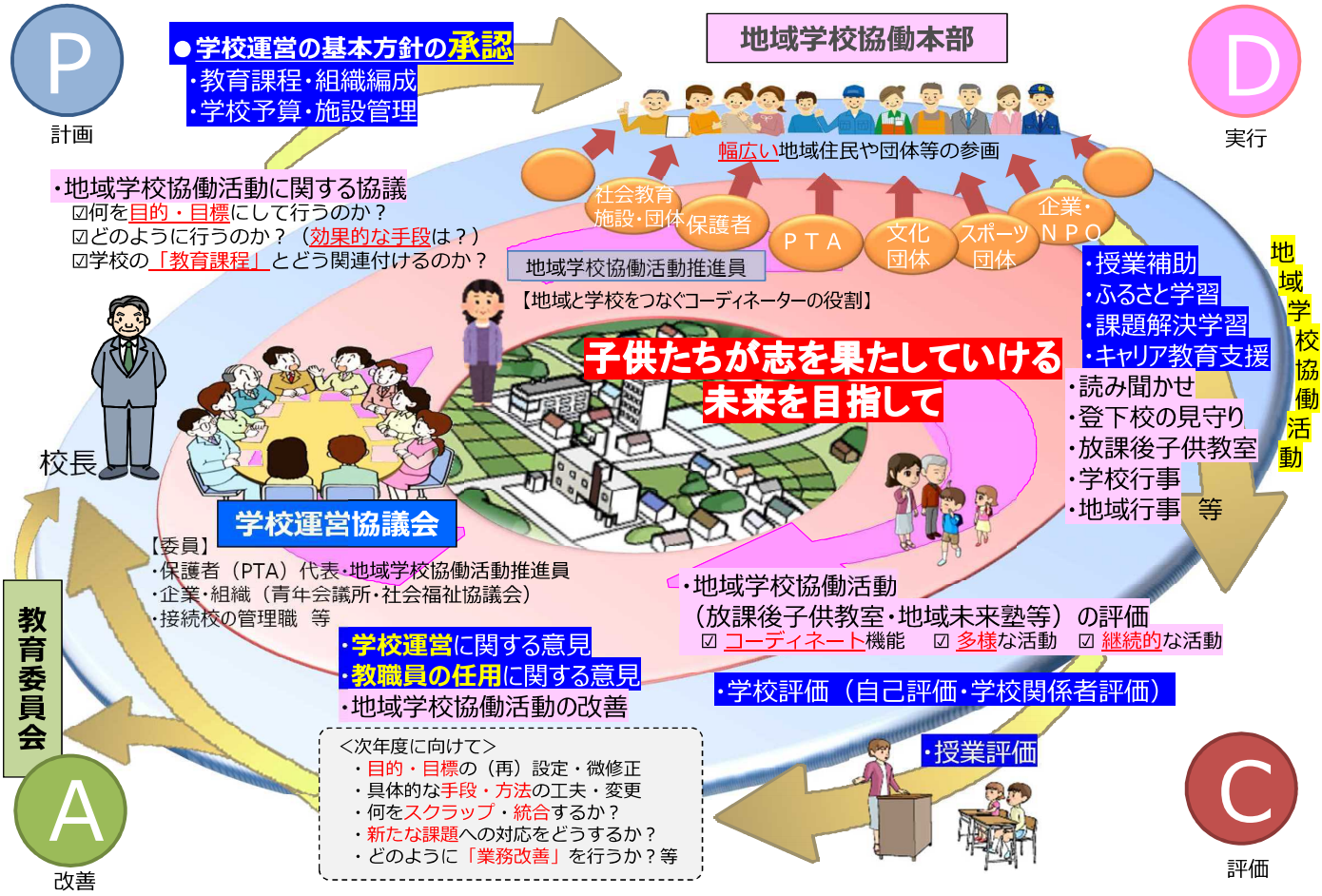

地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和3年度予算額（案）　6,755百万円
（前年度予算額　6,737百万円）

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

文部科学省

背景・課題　地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、**学校が抱える課題の複雑化・困難化**といった社会的課題の解決を目指すとともに、**「社会に開かれた教育課程」の実現**に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、**「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進**が必要。

事業内容

（１）地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- 地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指す。

（２）地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組む。

※ 新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながらの活動の実施のために必要な経費を支援する。

件数・単価（国庫補助額）：9,000箇所（本部）×約70万円

概要

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市
補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
（ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）
補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置すること

＜事業イメージ＞

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施

事業実施により期待される効果

○ 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動に取り組む地域が増加。
○ 学校が抱える課題が解消されるとともに、「社会に開かれた教育課程」が実現。
○ 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（放課後子供教室・地域未来塾）

（前年度予算額　6,737百万円）
（地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数　令和３年度予算額（案）　6,755百万円）

文部科学省

趣旨・目的　全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景（SES）と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要

経済的に困窮していない世帯と生活保護世帯の国語の偏差値の推移

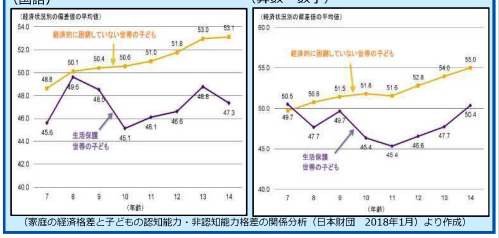

（家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析（日本財団　2018年1月）より作成）

地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

地域学校協働活動※

地域学校協働活動推進員
（地域と学校をつなぐコーディネーター）

地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

連携・協働

学習支援員・協働活動支援員等
（学習支援等の実施、サポート）

参画

退職教員、大学生、地域の高齢者、民間教育事業者等の様々な地域人材

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】
- 予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- 大学生等による進路相談
- 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など

○ 実費以外は原則利用者負担なし
○ 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
○ 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
○ 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
○ 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
○ 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

新・放課後子ども総合プラン

（2018（平成30）年９月１４日策定）

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として１万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

（平成30年9月14日策定・公表）
令和3年1月時点更新

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

目標等

【４つの推進方策】

○市町村行動計画等に基づく計画的な整備

○学校施設の徹底活用

○共通プログラムの充実

○総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として１万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

	放課後子供教室　（文部科学省）	放課後児童クラブ　（厚生労働省）
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
２０２１年度予算額（案）	６８億円の内数	１，０９１．７億円
実施数	１８，０３１教室	２６，６２５か所
一体型	５，５５７か所	
登録児童数	―	１，３１１，００８人
新規開設分の小学校での割合	―	５８％（４，５４１か所のうち２，６２２か所）
実施場所	小学校　７０．９%、その他（公民館、中学校など）２９．１%	小学校　５３．６%、その他（児童館、公的施設など）４６．４%

※放課後子供教室の教室数は令和2年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和2年7月時点の数値を記載

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

【 新・放課後子ども総合プラン 】

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

放課後児童クラブ

- 原則、**年間250日以上**開設（要件）
- **遊びや生活の場の提供**（保護者の預かりニーズに対応）
- 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- 共働き家庭など、**保護者が日中家庭にいない児童**が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- 地域の実情に応じた実施（週１～２日が多い）
- **学習や体験などのプログラム**を実施（**多様な学びの機会の提供**）
- **地域住民ボランティア**等、多様な参画により実施
- **すべての子供**が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した一体型のイメージ

➤ **同一の小学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる**

○○小学校　放課後児童クラブ（毎週月曜日～土曜日開所）

月	15:30～18:30	学校敷地内専用施設
火		
水		
木		
金		
土	08:30～18:30	
日	実施なし	

○○小学校　放課後子供教室（毎週水曜日、毎月第２、４土曜日開所）

月	実施なし	
火		
水	15:30～17:30	グラウンド余裕教室
木	実施なし	
金		
土	10:00～12:00	公民館（隣接）
日	実施なし	

クラブの子供も参加

（毎週水曜日）グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援

クラブの子供も参加

（毎月第２・４土曜日）公民館で工作教室

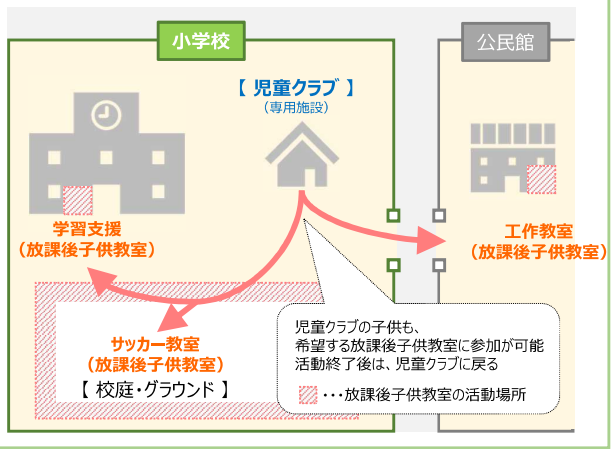

新・放課後子ども総合プランを一層推進するためのポイント　－関係者との連携－

背景　文部科学省と厚生労働省では、平成30年9月14日に「新・放課後子供総合プラン」（2019年度～2023年度）を策定し、**全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めている。**

一体型　同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室のプログラムに参加できるもの。

関係者の連携・協働

➢ 放課後児童クラブも放課後子供教室も、通うのはその学校の児童

⇒ **同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者が、立場を超えて放課後児童対策に取り組むことが重要。**

教育部局と福祉部局の連携

- **子供の最善の利益をいかに実現していくか**は、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず、**放課後児童対策全般に強く求められている。**

学校と事業の関係者の連携

- **学校の教職員や**放課後児童クラブ、放課後子供教室の**関係者との間で共通理解や情報共有を図ることが重要。**
- 特に両事業を**小学校内で実施する場合**は、連携が図りやすい環境にあることを活かし、**日常的・定期的に情報共有を図ることが重要。**
- **学校運営協議会において情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要。**

地域学校協働活動の一環として推進

- 地域と学校が連携・協働し、子供の地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、多様な人材の参画を促進し、**社会総掛かりでの教育の実現が重要。**
- 両事業を一体的に実施することにより、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを実施することが必要。
- **地域学校協働活動推進員等が中心となって共通プログラムの内容充実を図る**ことが望ましい。

学校施設の徹底活用

➢ 学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所

⇒ **学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進。**

責任体制の明確化

- 学校教育の一環として位置づけられるものではないことから、**実施主体は学校ではなく教育委員会、福祉部局等**となる。
- あらかじめ事故が起きた場合の対応などの取決めについて協定を締結するなど、学校施設の使用にあたって**学校や関係者の不安感が払しょくされるよう努めることが必要。**※参考※ 令和元年7月4日付「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて（通知）」

余裕教室等の活用

- 各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましく、**使用できる余裕教室がないか十分協議することが必要。**
- 市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。
- **余裕教室に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等のスペース等について一時的な利用を積極的に促進すること**が望まれる。

総合教育会議の活用

➢ 総合的な放課後対策の必要性

⇒ 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図ることも重要。

国全体の目標（関連部分抜粋）

- ◆ **全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施**し、うち**一体型**の放課後児童クラブ及び放課後子供教室**について１万カ所以上で実施**することを目指す。
- ◆ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室等を整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**。
- ◆ 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ◆ 既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

全ての児童の安全・安心な居場所の確保を実現

余裕教室等の活用事例

貞光小学校　徳島県つるぎ町

【貞光放課後子ども教室】【貞光げんきっこクラブ】

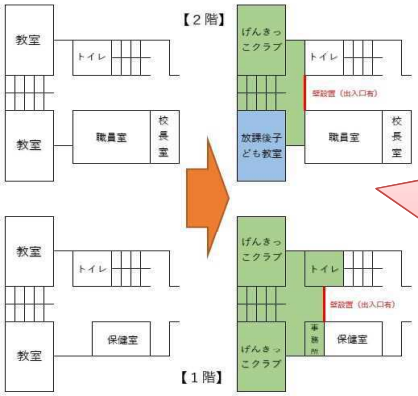

小学校の改装に伴い、余裕教室4部屋を放課後児童クラブに転用した。平成27年度から校区で放課後子供教室を開始、平成28年度から児童クラブで使用していた1部屋を放課後子供教室で活用し、一体型として実施している。

小平第八小学校　東京都小平市

【小平第八小放課後子ども教室】【小平第八小学童クラブ】

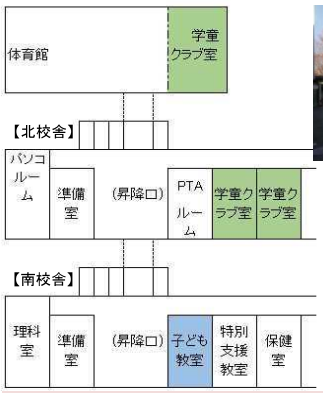

◇学校施設徹底活用の工夫

最初の1部屋は、体育館の準備室を活用して学童クラブ室に転用した。

あとの2部屋も様々な目的で学習活動等に利用されてきた教室であったが、平成30年度に学童クラブ室とする際に、教室配置の調整を学校に依頼し転用。また平成31年度には、低学年が中心の学童クラブのために、1階ランチルームを学童クラブ室とし、3階教室をランチルームへと改修して使用している。

体育館・校庭は、そのつどの手続きなしで使用できるように取り決めを行っている。

放課後子供教室及び学童クラブは、以前より学校に設置され一体型として運用されていたが、学童クラブ入会児童数の増加に伴い、学童クラブ室として平成30年度に1部屋、平成31年度にさらに1部屋を転用し、学童クラブ室は現在3部屋となっている。

大浜学園（大坂小学校・千浜小学校）　静岡県掛川市

【大浜学園放課後子ども教室】【千浜小学童保育所】

1階は、余裕教室を転用して学童占有スペースとした。課業日の放課後は体育館を主な活動場所とし、夏季休業日等は2階の図書室も含め放課後子供教室のプログラム実施に活用している。

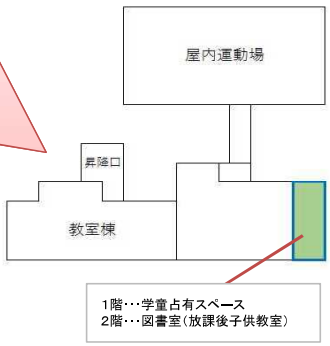

・放課後子供教室は 平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
・高学年の授業時間への配慮や移動のための動線確保により、放課後子供教室と放課後児童クラブが一体型として円滑に活動。

「放課後子ども教室でのオンライン体験活動」
（神奈川県　鎌倉市）

取組の概要や経緯

・鎌倉市では「出あう、つながる、ふるさとで自ら育つ」を放課後子ども教室（以下、「子ども教室」と表記）の理念として掲げ、地域を活かした体験活動を展開してきた。
・新型コロナウイルス感染症対策による子ども教室の休止をきっかけとして、オンラインでの取組の必要性が高まり、地域コーディネーター数名によるオンラインプロジェクトチームを発足させ、連携する大学等の支援も受けつつ、リアルタイム配信での体験活動を実施することとなった。

内容

〇Zoomを使用した双方向の交流プログラム
普段から子ども教室で活動している地域団体やNPO、大学生らが講師となり、クイズやゲームを通して交流したり、工作や科学実験、英会話などの体験活動を行ったりしている。
〇Facebookを使用した体験プログラム
子ども教室で実施した体験活動を動画コンテンツとして各施設で投稿し、子ども教室に来られなかった児童等への情報発信をしている。

鎌倉市立今泉小学校の様子。プロジェクターとスクリーンで大学生と子ども教室をつないでいる。

月に一度、コーディネーターが実践を基にミーティングをしている。

ソーシャルディスタンスを考慮しつつ、交流が円滑に進むよう綿密に計画している。

ポイント

- ■ オンラインプロジェクトチームが市内の各小学校を回り、リアルタイム配信のプログラムの技術支援をしている。活動は担当コーディネーターが企画し、現場の支援員が運営することで、役割分担を明確にしている。
- ■ 講師は児童にとってもなじみのある地域人材に限定している。
- ■ メインのPCに加え、複数のタブレット端末を併用することで、講師と児童とのやりとりが円滑に進み、交流している実感をもたせられるよう努めている。

参加者の声

- ■ 子ども教室支援員「1人ずつ順番に呼ばれ、マイクの前で答えを言っていく形式に緊張しつつも、答えられて嬉しそうでした。子どもたちにはとてもよい経験になりました。」
- ■ 参加児童「大好きな大学生のお姉さんとまた交流できて、うれしかった。」「緊張したけれど答えられて良かった。クイズもすぐにわかったので楽しかった！」「ロケットの工作で、先生が褒めてくれてうれしかったし、質問にもたくさん答えてくれて、楽しかった。」

今後の方向性

- ■ 新型コロナウイルスの状況を注視しながら、従来の対面型のプログラムとオンラインプログラムを両立し、ハイブリット化していく。
- ■ オンラインプログラムを録画しアーカイブ化することで、対面型のプログラムの実施が再び困難になった場合にも子どもたちの体験の機会を失わないよう、アーカイブ化の検証を行う。
- ■ オンラインならではの良さを活かした、遠隔での交流活動なども展開していく。

家庭教育支援の推進について

1．家庭教育の位置づけ

○ **家庭教育は、すべての教育の出発点**であり、**父母その他の保護者が子供に対して行う教育**。子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、**子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割**を担うもの。

◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）（※改正教育基本法（H18）において新設された条文）

（家庭教育）

第10条　**父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの**であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、**家庭教育の自主性を尊重（※）**しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

*（※ 家庭教育支援に当たっては、**個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭（保護者）が決めるもの**であることに留意）*

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

2．家庭教育を取り巻く状況

○　共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、**地域全体で家庭教育を支える体制を構築することが必要**。

＜母子・父子世帯の推移＞

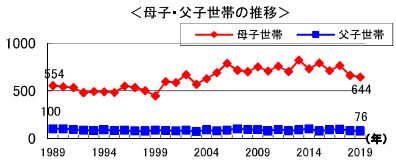

○　家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な事情を抱える家庭が増加する中、児童虐待など、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題が懸念され、**真に支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援（アウトリーチ型支援）が必要**。

＜児童相談所での児童虐待相談対応件数＞

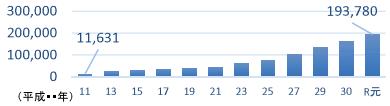

出典：厚生労働省調査

○　子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されており、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動など、**子供の健やかな成長には、規則正しい生活習慣の確立が必要**。

＜朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係＞

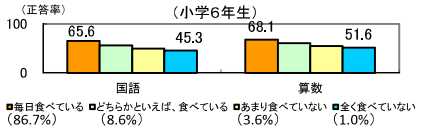

出典： 文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和元年度）

3．文部科学省における主な取組

○ 地域の実情に応じた家庭教育支援（アウトリーチ型支援を含む）の取組（※）への財政支援

（※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等）

○ 家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的な普及啓発

○ 「家庭教育支援チーム」の設置促進（文部科学大臣表彰等）

○ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進　等

第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）【平成30年度～令和4年度】

◆第2部　今後5年間の教育政策の目標と施策群（家庭教育支援関係）

◇目標（２）：豊かな心の育成

○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

・ 乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成に向けた家庭教育支援に取り組むとともに、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、様々な体験活動の充実を図る。

◇目標（３）：健やかな体の育成

○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援

・ 家庭の教育力の向上に向けた取組を進めるとともに、社会全体で子供たちの生活リズムの向上を図るため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開する。

◇目標（６）：家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

・多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々なかかわりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

○家庭の教育力の向上

・ 関係府省が連携し、**妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築**し、 教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。

・ 家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに、必要となる個人情報の円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。

◇目標（14）：家庭の経済状況や地理的条件への対応

○地域の教育資源活用

・ 社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及を図る。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和3年度予算額（案）　75百万円
（前年度予算額　75百万円）

文部科学省

背景・課題

●地域全体で家庭教育を支える必要性

➢核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、共働き世帯：949万世帯(H9)→1,245万世帯(R元)〕
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合：4.5%(H10)→6.5%(R元)【約72万世帯】〕

➢身近に子育ての悩みや不安を相談できる相手がいない
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕

●真に支援が必要な家庭へのアウトリーチ型支援の必要性

➢児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11)→193,780件(R元)〕

➢全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合は増加
〔不登校児童生徒の割合：小学生0.32%(H20)→0.83%(R元)　中学生2.89%(H20)→3.94%(R元)〕

➢コロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりが懸念

事業内容

地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するため、真に支援が必要な家庭に寄り添い届けるアウトリーチ型支援の取組を含め、各地方公共団体が実施する家庭教育支援を担う人材の養成や「家庭教育支援チーム」の組織化等の推進体制の構築、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等の取組を支援する。

◆地域全体での家庭教育支援の取組推進

※地域の実情に応じて、以下の取組を行う地方公共団体（都道府県、市区町村）を支援（計1,000箇所）

家庭教育支援に関する推進体制の構築

<主な内容>

●家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成
・子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進

●家庭教育支援員等の配置
・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化

●「家庭教育支援チーム」の組織化
・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

家庭教育支援に関する取組の実施

<主な内容>

●保護者への学習機会の効果的な提供
・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供

●親子参加型行事の実施
・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

●家庭教育に関する情報提供や相談対応
・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

真に支援が必要な家庭への対応（アウトリーチ型支援）（児童虐待防止等）

●家庭教育支援員等に対する研修
・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施

●保護者に寄り添うアウトリーチ型支援
・育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

<地域における家庭教育支援（イメージ）>

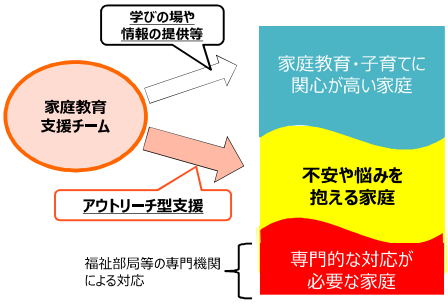

全国の様々な地域において、それぞれの実情に応じた家庭教育支援の取組を実施 ▶ 身近な地域に子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善〔34.2%（H28)〕 ▶ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築

「家庭教育支援チーム」について

趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

○ 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、**民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など**、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。

○ 主な取組は、以下のとおり。
（1）保護者等への学びの場の提供
（2）保護者等への地域の居場所づくり
（3）アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）

<活動事例>
親子の交流の場の提供

親子でアクセサリー作り開催時の様子
（スマイルエンジェル／宮城県石巻市）

啓発資料

○ 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。
（平成28年2月）

○ 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。
（平成30年11月）

国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年】
・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
令和元年度は、全国28チームの活動を優れた活動として選定し、文部科学省講堂において表彰式を実施。 表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。

<補助事業による推進>
・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

<チームの登録制度>
・ 全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。
【→登録チームは、ロゴマークを使用可】

家庭教育支援チーム
ロゴマーク

「家庭教育支援チーム」
登録制度について

家庭教育支援チーム数の推移

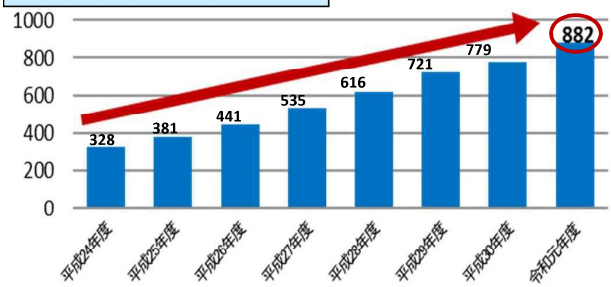

※ 補助事業等により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

教育と福祉の連携による家庭教育支援の取組事例①

泉大津市家庭教育支援チーム（大阪府 泉大津市）

「意味あるムダ話」で保護者をエンパワメント！保護者が元気になることで、子供も元気に！

取組の背景・ねらい

◆状況と背景

・毛織物工場の跡地や田畑が住宅地になったことによる新規移住者の増加と核家族の増加に伴う、地域のつながりの希薄化

・共働き世帯やひとり親世帯をはじめ、生活に余裕がない家庭の増加

・学校との関係を構築しにくい家庭の増加

◆ねらい

・保護者の「エンパワメント」

◆チームの活動

・保護者の話に耳を傾け（傾聴）、保護者の気持ちに寄り添います。

・保護者と信頼関係を築いて、学校などとつなぎます。

・保護者が「エンパワメント」されてきたらフェードアウトします。

取組内容

◆家庭訪問型支援

・子育てに困り感を感じながらも周りになかなか相談できない保護者に対して、家庭教育支援サポーターが家庭訪問を行います。訪問する時間帯などについても保護者の状況にあわせ、傾聴の姿勢で保護者の気持ちに寄り添います。

◆小学校配置型支援

・小学校に担当サポーターを配置します。

・教員と情報共有を密にとりながら、登校の様子や授業の様子を見守り、気になる子（家庭）の早期発見と早期対応をめざします。

◆福祉部局との密な連携による「つなぎ」の多様化

・乳幼児期（妊娠期も含む）から小・中学生の子供をもつ保護者全てを対象に支援しています。

・心理職や要保護児童対策地域協議会職員、保健師、就学前施設等とも連携しながら、保護者が信頼を寄せる人物からサポーターに「つなぎ」ます。

取組成果

◆保護者が子育てに前向きになることによって、子供の問題行動等（落ち着きのなさ、暴力的な素行、不登校状態）にも改善傾向が見られるケースが増えています。

◆福祉部局と連携することによって、これまでなら学校がサポーターにつなげることが困難だったケースでも、スムーズにつなげることができるようになりました。

今後の展望

◆福祉部局との連携を密にとりながら、１人でも多くの保護者へサポーターの支援が届けられるよう努めます。

◆予防的支援の観点からも、非認知能力の重要性を周知する場や保護者同士の交流の場をこれまでよりも積極的に設けていきます。

「地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の取組事例について」（令和3年2月　文部科学省）より

教育と福祉の連携による家庭教育支援の取組事例②

橋本市家庭教育支援チーム「ヘスティア」（和歌山県 橋本市）

アウトリーチ支援による『笑顔の子育て』の応援

取組の背景・ねらい

・核家族化や人間関係の希薄化により、地域の中で孤立し子育ての悩みや疑問を気軽に相談できない保護者が増えている。教育と福祉が連携し、不安を抱えた保護者に寄り添い、傾聴し、必要な支援を行うことで『笑顔の子育て』を応援することを目的に活動している。

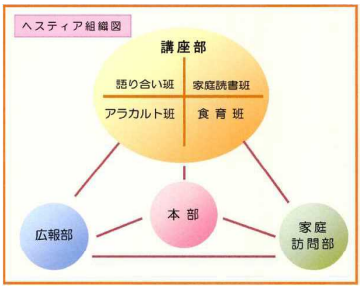

取組内容

家庭教育支援チームが講座、広報、家庭訪問と様々な部門から多角的に子育て世代へ支援を行っている。教育と福祉が連携し、その取り組みを広げている。

◆教育と福祉の連携によるアウトリーチ支援

家庭教育支援チーム員と生涯学習課職員、および子育て世代包括支援センターの家庭児童相談員が参加するケース会議を毎月１回開催し、情報共有を行い各家庭に必要な支援の在り方について検討を行っている。

また、福祉部局が実施する4、5か月児健診の場でブックスタート事業を実施し、その際に講座や家庭訪問の案内を行うことで活動の周知を行っている。学校や保健師からも困り感のある家庭に対して個別に情報提供を行い、保護者の希望に応じて家庭教育支援チームが家庭訪問を行うことで早期の問題解決を図っている。

講座（就学時健診ワークショップ）の様子

◆橋本市ホームページ：

http://www.city.hashimoto.lg.jp/life_mokuteki/kosodate/kosodatesien/1360658618542.html

取組成果

・支援家庭が子どもに対しより良い関わり方が出来るようになったり、保護者が感じていた孤独感を解消することが出来た等の成果が見られた。

・講座参加者がリラックスした雰囲気の中、講座に参加し語り合いを行うことで、子育ての悩みの解消に繋がる等の効果が見られた。

今後の展望

共働き世代と地域で孤立した家庭が増え、支援の届かない家庭も増えている。支援センターや公民館との連携等、活動の場や取組をより多角化し、子育て世代が家庭教育支援チームと繋がりやすい環境の構築を目指す。

「地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の取組事例について」（令和3年2月　文部科学省）より